

# 法律相談

## 【第1回】離婚で悩んでいます

### 離婚届にサインする前に…

**Q.** 夫から離婚してほしいと言われています。未成年の子どもがいるので、養育費などの条件次第では、離婚に応じてもよいと思っっているのですが、条件についての話し合いがまだできていないので、離婚届にサインはしていません。今後、何か気をつけたい方がいいことはありますか？

**A.** 離婚するというお気持ちには、ご主人と一致しているという点です。

まだ離婚の条件が決まっていないというところで、離婚届にサインするのは、離婚の条件が決まった後にしてください。

まず、ご主人が勝手に離婚届を役所に提出してしまわないように、役所に離婚届不受理申出書を提出されることをお勧めします。提出先は原則として本籍地の役所ですが、本籍地以外の役所に提出することもできます。

次、離婚の条件についてですが、口頭で約束するだけではなく、書面で約束するようにしてください。書面の場合、条件を書いた離婚協議書という書面にお二人それぞれ署名捺印するという方法もあります。

公証書の作成をお勧めします。公証役場というのは、公証役場で作ってもらった書面にお二人がそれぞれ署名捺印する書面です。公正証書の場合、も途中で養育費を支払ってもらえなくなった場合、ご主人のお給料や財産などを差し押さえることができます。離婚協議書や公正証書案の作成は、ご自分でもできますが、もしご自分で作成するのが難しいと感じられる場合には、私どものような専門家に相談ください。



【取材協力】

弁護士 高橋 千恵

慶應義塾大学卒業、上智大学法学研究科法曹養成専攻修了後、弁護士登録。埼玉弁護士会所属。現在、アーネスト法律事務所代表を務めている。

☎048-711-7053

✉ takahashi@earnest-lo.com

📍 南区南浦和3-16-18-2階

🌐 <http://www.earnest-lo.com/>